

いじめ防止基本方針

～学校および地域における『いじめ防止および根絶』にむけて～

はじめに

現代の社会において、子どもたちが学校で安心して過ごすため、いじめの問題は避けては通れないものとなっています。

いじめから一人でも多くの子どもの救うためには、子どもを取り囲むわたしたち大人一人ひとりが「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの子どもにも、どの学校にも、起こりうる」という意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚する必要があります。

我々職員は、いじめの問題への対応が学校における最重要課題の一つであることを自覚し、黒山小学校の「いじめ防止・根絶」に向けた取り組みを、保護者・地域の皆さまに御理解いただきたく、この『いじめ』防止基本方針」を作成しました。

「いじめの防止・根絶」には、保護者・地域の皆さまと、学校とが共通理解を深め、共に手を取り合うことが必要不可欠です。連携を進める第一歩として、この『いじめ』防止基本方針」が役立つよう願っています。

子どもたちの様子で気になることがあれば、早急に連絡を取り合いましょう。そして「いじめゼロ」を合言葉に、子どもたちが安心して過ごせる黒山小学校をともに作り上げていきましょう。

1. 家庭・学校・地域において共通理解したい「いじめ問題」に関する基本的認識

いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月施行）

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（学校及び学校の教職員の責務）

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（保護者の責務等）

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

いじめ問題に関する基本的認識

1. 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつ

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行き渡らせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

2. いじめられている子どもの立場に立った親身の指導

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するように努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を常に持つ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることは早計である。

3. いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有している

いじめ問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子（家族）の会話や触れ合いの確保が重要である。

4. いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であること

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。人権教育や道徳教育、心の教育を通して一人ひとりの人権が尊重され、かけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが重要である。

5. 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要

いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取組も急務である。

「いじめの問題への取組の徹底について」

【平成18年10月 文部科学省初等中等教育局長（通知）資料】より

※具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる。(注釈あり) 等
(これらはいくつでも一例であり、児童の実態や状況を加味して考える。)

(注釈) SNS・ネットゲーム等に関するトラブルについて

①基本的な考え方

SNSやネットゲーム等に関するトラブルは一旦生起すると、こどもの心身や学校生活に影響を及ぼす場合があることから、家庭と学校がそれぞれの役割を理解し、連携して対応することが重要である。SNSやネットゲーム等は、大人から見えにくく匿名性も高いことから、重篤なトラブルを生む場合があることを念頭に置き、家庭と学校が連携して未然防止に努める。トラブルが生じた場合には、ネット上のトラブルの内容や経緯を学校が十分に把握することが難しいため、**家庭が中心**となって対応し、必要に応じて学校や関係機関と情報を共有する。

②家庭（保護者）の役割

- ・ こどものSNS・ネットゲーム等の利用状況を把握する。
- ・ 利用時間や使い方に関する家庭内のルールを定めて、指導する。
(推奨年齢を守る、フィルター機能を設定する等)
- ・ 必要に応じて、学校や関係機関と情報を共有する。

③学校の役割

- ・ ネットリテラシー及び、モラル教育を推進する。
(肖像権、著作権、個人情報の取り扱い、ネットによるトラブルの具体例提示等)
- ・ SNSやネットゲーム等に関する出来事などが学校生活に影響している場合には、児童の心身の状態に配慮し、必要な支援や見守りを行う。

【保護者間の調整に関する限界】

学校は、児童の心身の安全を守る立場で関わるが、保護者同士のトラブルについて、当事者間の話し合いやトラブル解決の調整を学校が担うことは困難である。また、ネットワーク上で生じた被害に関する費用の弁済や民事的な解決について、学校は立ち入る権限を有しない。

2. 学校の取り組み ～いじめの未然防止のために

基本的な考え方

- ・ 深い児童理解に立ち、生徒指導、人権教育の充実を図る
- ・ 個に応じたわかりやすい授業を行う。

以上の2点を教職員一人ひとりが指導の根本におき、児童が楽しく学び、いきいきとした学校生活を送れるようにする。

<組織のチーム力を生かし行動する>

- ・ 各学年や関係職員、管理職を構成員とした委員会を設置する。
(状況に応じ、スクールソーシャルワーカーへの相談も行う)
- ・ クラスの問題は1人で抱え込まず、学年・学校全体で対応する。
- ・ 夕礼や職員会議において、気になる児童の情報共有を行う。
- ・ 学期に1度「いじめアンケート」や「アセス(学校適応感尺度)」を実施する。
- ・ 事態が深刻化する可能性がある場合は、速やかに個々の児童についての対策委員会を開く。
- ・ 年度当初において会議を開き、情報の引き継ぎを行う。

いじめ防止等に関する年間計画（令和8年度）

月	
4	学級開き アセス分析研修1回目
5	いじめ不登校対策委員会 アセス実施1回目
6	いじめアンケート（1回目） アセス分析研修2回目
7	6年非行防止教室 いじめ不登校対策委員会
9	アセス分析研修2回目 5年非行防止教室
10	アセス実施2回目 いじめアンケート（2回目）
11	アセス結果分析
12	アセス分析研修 いじめ不登校対策委員会
1	いじめアンケート（3回目）
2	アセス実施3回目

3. いじめ問題の早期発見および早期対応の手立て

教職員は、ささいな兆候であっても、早い段階からいじめではないかとの視点を持ち、隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。「いじめ対応チェックシート」「いじめアンケート」等の活用によりアンテナを高く保つ。

またけんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査や被害性に着目し、いじめに該当し得るかの判断を的確に行う。

4. 緊急対応における基本的な手順について

①解決に向けて役割の分担，組織での取り組み

「いじめは人間として絶対に許すことはできない」という態度で職員全員が指導に当たる。

②被害児童の安全確保・心のケア

被害児童には、「自分は、先生や友達に守られている」という安心感を与え、職員全体で今までの辛かった気持ちを共感的に受け止め、登下校時、休み時間、清掃時間など常に安全確保に努める。

③加害児童への指導

加害児童には、人格を否定しないように配慮しながらも言い分をしっかりと聞き、自分のいじめ行

為について考えさせ、被害児童の辛かった気持ちに気づかせるように指導する。

④観衆・傍観者への指導と仲裁者の育成

いじめには、「被害者」「加害者」の関係だけでなく、観衆（はやしたてたり、おもしろがったりして見ている）・傍観者（見て見ぬふりをする）を加えた構造がある。いじめの継続や深刻化に、「観衆」や「傍観者」の存在が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを黙認し、結果的にいじめを促進してしまうことになる。いじめを防止するには、「加害者」だけでなく、「観衆」「傍観者」を作らないことをめざすことが大切である。それと同時に、教室全体にいじめを許さない雰囲気を作り、「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営をめざすようにする。

⑤いじめの事実関係の把握

被害児童・加害児童の言い分を十分に聞き、それぞれの言い分に違いがあれば、再度事実確認の聞き取りをする。

⑥被害児童・加害児童の保護者へ報告及び、謝罪

事実関係が整理できた時点で、別々に保護者を学校に呼び、管理職の立会いのもとで報告し、今後の解決に向けての取り組みを伝える。

必要に応じて、保護者を含めた謝罪の場の設定や学級や学年、学校保護者会の開催をする。

⑦加害児童への指導

いじめ行為の反省（絶対に悪いということ、原因の追究、今後の改善策）及び、被害児童への謝罪、再発の防止を考えさせ、指導する。

⑧警察や関係機関との連携や出席停止

暴力や恐喝などの犯罪行為に当たるようないじめや、指導後もいじめを繰り返すような場合は、保護者の了解のもと、一定期間、他の児童と異なる場所での個別指導を行う。また、教育委員会（生徒指導課）との相談のもと、出席停止を含む措置を検討したり、警察や堺市子ども相談所などの関係機関の協力を求めたりする。

⑨被害児童への支援

全職員で被害児童が安心して学校生活を送ることができるように絶えず見守っていく。また、保護者との連携をとり、被害児童を支援していく。

⑩加害児童への支援及び再発の予防

いじめが再発しないように、加害児童の学校生活を見守ると共に声かけをする。また、保護者との連携もとり、加害児童を支援していく。学級・学年全体でいじめについて定期的に話し合い、「いじめは、人間として絶対に許されない」という人権尊重の意識を徹底させる指導を行い、保護者や地域に伝えていく。